

令和元年第6回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和元年11月11日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	11月11日 午前10時00分		
	閉 会	11月11日 午前11時18分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	7	玉 城 みちよ	8	與 那 勝 治
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	松 田 洋 子
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	副 村 長	謝 花 良 竹	福祉保健課長	宮 里 政 有
	教 育 長	玉 城 奎	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	企画財政課長	田 港 朝 津	経 済 課 補 佐 兼 商 工 観 光 係 長	瑞 慶 山 良 邦
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二			

令和元年第6回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

令和元年11月11日（月曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第46号	令和元年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について	説明・質疑 討論・採決

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに令和元年
第6回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番 玉城みちよ議員及び8番 與
那勝治議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 「議案第46号 令和元年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長

議案第46号

令和元年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和元年度今帰仁村一般会計補正予算(第7回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,669千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出
それぞれ6,344,863千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年11月11日提出
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,045,032	△7,200	1,037,832
	2 国庫補助金	575,433	△7,200	568,233
16 県支出金		1,079,932	△181	1,079,751
	2 県補助金	772,275	△181	772,094
19 繰入金		337,596	812	338,408
	1 繰入金	337,596	812	338,408
22 村債		370,380	△1,100	369,280
	1 村債	370,380	△1,100	369,280
歳入合計		6,352,532	△7,669	6,344,863

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		646,468	△7,669	638,799
	2 小学校費	79,760	800	80,560
	5 社会教育費	196,090	△8,469	187,621
歳出合計		6,352,532	△7,669	6,344,863

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
農村集落基盤再編・整備事業 西地区	千円 22,600	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすること ができる。	千円 22,600	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすること ができる。
漁村再生交付金事業	19,800	〃			19,800	〃		
水産環境整備事業	400	〃			400	〃		
村道越地与比地小浜原線改良事業	3,300	〃			3,300	〃		
村道呉我山仲山橋改良事業	7,600	〃			7,600	〃		
村道古宇利一周線道路改築事業	20,300	〃			20,300	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	64,900	〃			64,900	〃		
湧川第2団地新築事業	10,100	〃			10,100	〃		
臨時財政対策債	86,580	〃			86,580	〃		
総合活用整備事業(災害)	3,100	〃			2,000	〃		
庁舎建設事業	60,800	〃			60,800	〃		
本部半島・伊江島エリア観光促進事業 (古宇利島観光拠点施設整備)	70,900	〃			70,900	〃		
合 計	370,380			369,280				

なお、総括については、担当のほうから説明いたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 議案第46号 令和元年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について、私のほうから歳入歳出において、300万円以上の増減についての説明をいたします。

7ページをお願いいたします。歳入15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金、補正額マイナスの720万円につきましては、3節社会教育費補助金の社会教育費補助金、総合活用整備事業の720万円の減によるものでございます。この事業は国指定の史跡であります今帰仁城跡附シイナ城跡の整備事業にかかわる部分の中で、昨年主郭東側城壁の台風による災害がありましたが、その災害復旧事業による事業内容の検討による減額でございます。

続いて、歳出になります。12ページをお願いいたします。歳出10款教育費、5項社会教育費、4目今帰仁城跡整備事業費、補正額マイナス846万9,000円につきましては、4節から15節までの事業になりますが、総合活用整備事業、先ほど歳入のほうで説明しました城跡の災害事業でございますが、その中の15節工事請負費の中でマイナスの1,169万9,000円と、その共済費から13節に組み替えによる中でトータル的に減額になったものでございます。

以上、300万円以上の増減についての説明を終わります。

○ 座間味 薫 議長 これから歳入の質疑を行います。質疑はありますか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 7ページでございます。15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金3節社会教育費補助金の総合活用整備事業、今帰仁城跡の崩落の減額ということでありませぬけれども、これと次の8ページの2節総合活用整備事業、それから10ページの教育債、5目教育債の3節社会教育債の総合活用整備事業、この減額の理由、それについて詳しい内容の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの6番吉田清尊議員の質疑について、説明いたします。

事業費、国庫金等につきましては減額については、当初城跡修理工事がありますが、そちらの委託設計、委託ですね。あと工事請負費がありました。今回6月20日の史跡整備委員会がありまして、指示により城壁、崩落した基礎の部分の根石の確認をするようにということがありました。それによってその調査業務が追加になっております。それに伴い賃金、需要費、発掘にかかわる調査員の経費が計上されています。

そして工事費においては、城跡修理工事が予定されていましたが、指摘の発掘、根石の確認調査、そしてもう1点、指示のありました安全対策、現在崩落しているという状況で、現在の状況から今後また崩落するおそれがあるということで、安全ネットの追加をするようにという指示がありまして、その工事を今回行うということで、工事費が計上されております。それに伴う委託設計費ということになりましたので、今回予定しておりました工事請負費、城跡の修理工事は今年度、執行が工程上難しいということで見送りました。工事費、修理工事は減額になっておりまして、トータルの事業費が減額になったため、全ての経費が減額になっているということになります。

○ 座間味 薫 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 整備委員会からの指示というか、指導があったということでもあります。安全

対策からそれから崩落のおそれがあるということでありまして、この整備委員会と連絡調整を密にして、今後私は慌てる必要はないと。きちんと精密にやるべきだと思いますけれども、予想としては、事業として予算を計上していく時期というのは、皆さんおおよその予想を立てているのか。例えば来年度当初とか、来年度後半とか、そのあたりがあればお伺いしたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑に対して、説明いたします。

次年度の事業の申請についてですが、当初予算から申請できるように予算化していく計画です。

○ 座間味 薫 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 令和2年度の当初予算で計上という話でありました。それを令和2年度この事業を執行する整備委員会との協議の中では、大体来年度執行するまでの協議は整いそうだという認識でよろしいでしょうか。お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質疑に対して、説明いたします。

次年度以降の整備委員会との開催等、調整については、今回安全対策、あと根石の追加、指示がありました。その対応をしていきます。残りの修理工事については、設計を行いながら整備委員会に再度、諮らないといけないものですから、再度諮ってそのお墨つきをいただいて、次年度で完成を目標に執行していきます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に歳出の質疑を行います。質疑ありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 歳出11ページ、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費のハブ侵入防止工事の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑について、ご説明申し上げます。

場所といたしましては、今帰仁小学校の正門から入りまして、ロータリーでありますけれども、これの右側の2年、3年生の教室と今帰仁幼稚園の裏側の勾配がある場所です。そこの林になっている側で現在、ハブ防止ネットが設置されておりますけれども、そこにブロックを積んで、そのブロックに現在立てている支柱を立てて、ネットをしてとめていくという内容でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今帰仁小学校の校門右ということですね、ぶどう園の周辺からということで理解していいですか。

それとブロックは何メートルまで積んでいるかな。ワッター島ではブロックを上、タイワンハブが座っていた件もあるんですけど、乙羽岳のキャンプ場のフェンスはこういう形でハブ返しみたいになって

いるんですけど、どれがいいのかと思うんですけど。ブロックはガサガサしてハブがこの上から歩いているのを確認していますけれども、どのほうがいいのかということを勉強してもらいたいと思っております。

そのハブはオキナワハブなのか、タイワンハブなのか。私は20年ぐらいオキナワハブは見たことがないんですけど、タイワンハブは多いんですけど。タイワンハブがだんだん多くなってきていると思うんですけど、このハブ対策の予算は、この項目はまだまだないのかどうか。県からの補助でハブ対策費みたいなものがあるのかどうか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

今帰仁小学校のハブ侵入防止につきましては、平成29年度、平成30年2月に一度、施行を行っております。正門からずっとブロック塀に支柱を立てまして、この支柱にネットを張って、ブロックのところで固定していくということで、ずっと張って展張していつているわけなんですけど、今回のところについては、下がネットを張った展張した下が地面になっておりまして、この地面になっているところについては、垂れ下がったネットを木のサンで巻きつけて、それをくいで地面に打ちつけて、隙間がないようにということで、施工はされているわけですが、経年というか、年数がたってということなのか。原因があれなんですけど、そこからタイワンハブが20cm程度のタイワンハブが3匹出てきたということで、ここはちょっと土が削られて、穴ができたのか。県の資料を見ますと、ハブ類は土を掘ることができないということになっておりますので、穴ができたのであろうという推測のもとに、こちらに穴ができないように、プラス管理の面で草刈り作業等でネットが草刈り機で破れたりということがないようにということで、今回ブロックを積んで、そのブロックに現在ついている支柱を立てて、支柱にネットをはわせてこのブロックの上に、ネットを固定するというので、隙間を埋めていくということで考えております。

今回、先ほどありました何のハブかということで、現在出ているのはタイワンハブでございますが、ハブもこれは県の資料からすると、垂直に立てた場合、大体140cm以上あれば防げるだろうということになっておりますので、今回ブロック積みをして支柱を立てて、これが150cm以上ありますので、それで対応はできるのかと思っております。

10月15日にハブが出た案件がありましたので、その後このネットの外側のところの草を刈って、除草剤をまいて忌避剤といいますか。ヘビとかが嫌がるような薬剤があるんですけど、それをまいて、あとネットの下部に穴があるか、ないかという確認までは済ませているところでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 タイワンハブということで、これはハブのわなも設置しているわけですか。わながありますよね。何個かこの辺、学校周辺は設置しているかどうか、伺います。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

現在工事を予定している場所の外側にそれは住民課のほうだと思いますが、ハブのわなを設置しているものは確認しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時23分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時23分)

ほかに質疑ありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 歳出について、質疑いたします。

今もありましたけれども、この歳出11ページ、ハブ侵入防止工事、これは今説明を受けたんですけども、これは侵入防止工事に至るまでのもう少し詳細な説明といたしますか。こういうことがあって、こういう工事をしなければいけないというものの、詳細な説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの8番與那勝治議員の質疑について、ご説明申し上げます。

先ほども申し上げましたが、平成29年度に一度、ハブの侵入防止のネットということで、今帰仁小学校校門からずっと、小学校の上のほうまで今ネットを張っているわけですが、10月15日に学校のほうからタイワンハブが出ていると。これを殺したということで連絡がありまして、現地を確認しに行ったところ、大体20cmぐらいのタイワンハブがいました。その後にもう1匹見つかりまして、計3匹おりました。ハブノック等をかけたんですが、ハブノック等をかけたときに、ネットの下のほうから、どっちかという校外のほうに、外のほうに逃げるような感じがありましたので、その辺にもしかしたら穴があるのか。その辺でハブが産卵していたのか。その辺定かではありませんけれども、それがありましたので、これの対策としてその時点でできる範囲のことというところで、下のネットを抑えているところに隙間がないかという確認と、あとは土のうであったり、積んだりということでやっております。学校のほうでハブがいます。危ないということで、あの近辺については、「進入しないでください」「入らないでください」ということでロープを張って、園児あと児童が入らないような対策はされております。その後、学校側とも調整、要望もありまして、調整した結果、校門からすると、この間がちょっと今、出たところ、間のブロックが抜けているものですから、ブロック積みをお願いしたいという要望がありましたので、今回の予算の要望計上ということになっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 今回10月15日、学校側から連絡があって、本日予算が計上されているわけですが、スピード感を持ってやられているとは思われます。しかしこの保護者からすると、子ども達の安全を考えると、1日でも早い対応、対策をしてほしいという願いは相当あったと思います。その中で予算計上をして、それから工事といういろいろと対策、薬剤散布、草刈り作業、そういうのは行われているということであったんですが、やはりそれ以上望む声、今の人たちはハブを見ると、昔の人と比べると、相当過剰反応、そういうこともあると思うんですけども、この対策として私、この前村長とも立ち話もしながら言ったんですけども、専決処分はこの工事とか、そういうのはできないものかというふうに思うんですが、こういう事態のとき。この辺できるのか、できないのか。その辺をどのように考えているのか説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時28分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時30分)

桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

専決処分で先にできなかったかということでございますけれども、これについては軽微な額についてはというところがあるようですけれども、すみません、ちょっとこれ制度上、こういう案件ができるのかどうかというのは、ちょっと調べてみないと何ともちょっとお答えができない状況です。ということで、その時点でできる範囲のことは何か、できる対策は何かというところを課内で話し合いまして、需用費でできる材料を買ってきて、それでネットも含めて埋めるというところ、この辺、張コン等も検討したんですけれども、張コンをすると、今後ブロック積みをするときはつりだとか、その辺も出てくるというところで、違う材料でやってみようということで、それが結構、固まったというか、締まりはしたんですが、その時点で臨時会の話が出てきていましたので、今回の臨時会での計上ということにしております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時32分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時32分)

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前10時33分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時47分)

謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 8番與那勝治議員の質疑にお答えします。

専決処分ということなんですけれども、地方自治法の179条において、専決処分の中で、うたわわれていますけど、地方公共団体の長において、議会の議決に付すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときということで、専決処分の定義がなされています。今回の件に対しては、そのものではなくて、今回議会があったものですから、その臨時会にあわせてやったということです。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 臨時会があって、これにあわせてやったということでもありますけれども、これ臨時会が行われるというのは、日程的にいつぐらいにわかったのか。私としては、これは急を要する、そしてこれは教育長にも伺いたいですけれども、目の前からハブが出ている状況であったということがありました。これを見ると、やはり急を要する、もう目の前にいるわけです。これは急を要することだと思います。専決処分して、早目に早急に工事に入る、そのほうが絶対にいいと思うんですけれども、これができない理由というんですか。この躊躇する理由がよくわからないんですけれども、この辺の説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの8番與那勝治議員の質疑について、お答えします。

タイワンハブの出没で緊急を要する事項であるということ、それは確かに緊急を要する事項であります。専決処分のこともあったんですが、我々としては緊急を要する事項ということで、すぐ駆けつけまして、今できる対応を考えました。先ほど課長からも説明があったように、まずもちろん除草もそうなんですけど、そのハブの侵入を防ぐための穴の塞ぎとかを考えて、そのまた次の対策としては、先ほどあったように土

だと若干、やはり不安がありますので、そこを固める材料であるという二段階も考えてやって、そこでそのとおりやろうということで、すぐ緊急対策ということで学校の校長、PTA会長と話し合っ、それで進めるということでは話は進んでおりました。その後やはりほかのPTAの方から、それではやはり不安があるかということが出たのだらうと推測されます。それでまた後日、やはりちゃんとしたといえますか。今回のような対応をとっていただきたいということでありましたので、タイミング的にこの臨時会に上げられるなということで、上げてきた次第であります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時51分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時56分)

玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの質疑について、お答えします。

私が正確に11月、本日臨時会が開かれると聞いたのは、熊本出張のときの10月30日でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの8番 與那勝治議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 臨時会があるとわかったのが10月30日と、その間15日間、間があって、それですと検討されていたのか。応急措置もやって対策はしていると思うんです。していると思っているんですけども、それ以上にやはり不安がある。目の前にこの教育の現場の目の前に、生きたハブがいるわけです。それを見て、なおかつ議会を通さないといけないとか、予算はどういうふうに組んでいくとかという、この悠長な対応といえますか。そういうふうに見受けられるんです。何も怠けているとか。そういうことは言っているつもりはありませんけれども。これ対策ですので、今回こう予算も80万円ですか。このぐらいでしたらやはり専決処分をして、早急に対応するべきことだと思うんです。これは専決処分にもかかることでもありますので、これは村長にも答弁をいただきたいんですけども、これ専決処分できるのか、できないのか。その辺の返事もまだもらっていないんです。これは専決処分するべき事項だと私は思っていますけれども、この辺、村長の見解を伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 8番與那勝治議員の質疑にお答えします。

今回の件は、やはりこのハブという中で事故が起きたときには、大きな問題になるということで特に緊急を要する事例だと、認識しています。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時58分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時00分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 8番與那議員の質疑について、説明いたします。

村の条例によりますと、専決処分の指定については、その中で議会の議決を得た工事請負契約について、契約金額の400万円以内の変更であるとか法律上、村の義務に属する損害賠償等の事件の中で50万円以下のものというふうに規定があります。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時02分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時02分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 先ほどの質疑について、もう一度説明いたします。

地方自治法の第180条第1項の規定により、次の事項については、これを長において専決処分することができるものとするとうたわれております。その中で、関係するところによりますと、できるものとして、村議会の議決を得た工事請負契約について、契約金額の400万円以内の変更ができるものと解されます。

法律上、村の義務に属する損害賠償で1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関することなどができるものに該当いたします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時03分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時03分)

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時04分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時10分)

謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 8番與那議員の質疑にお答えします。

先ほどの企画財政課長の答弁のほうは、地方自治法第180条で、私が答えたのが179条の第1項において割愛しますが、長は特に緊急を要するための議会を招集する時間に余裕がないときが明らかであるときということで、先ほど179条第1項では専決処分ができるということです。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 8番與那勝治議員の質疑にお答えします。

今帰仁小学校のハブ対策については、10月15日に教育委員会に文書で、今帰仁小学校の校長、PTA会長で要請があったと聞いております。実際、要請書を見ました。それで教育長に子供の安全対策上、大事なことから早目に対策をすべきだけど、これまでやったのになぜこの対策が不十分なのかということで聞きましたら、土のうの下から出てきたと。実際に教育長も見たということでありましたので、私もすぐ翌日ですか、現場を見に行きましたら対策はされていると思っておりましてけれども、またその隣りに雑草が生えてきた場合には、草刈り機で除草した場合に安全対策上、問題があるだろうということでありました。

その後、同じような内容で、学校長とPTA会長からまた同じ文書、そのときには具体的にコンクリートを設置してもらいたいという具体的な内容がありましたので、教育長と副村長含めて、担当と協議しました結果、一番近い臨時会が11月、きょうあるということなので、12月議会では遅いだろうということで、きょうの臨時会に提案したほうが良いということで提案しました。

先ほど副村長からありましたように、特に議会を招集する暇がないとか。緊急を要する場合は、専決処分できるということで、先ほど答弁しましたけれども、今後特に児童生徒の安全、村民含めてですが、安全対策というのは何よりも優先すべき課題でありますので、緊急性の内容、それから予算等を検討した上で、再度もう少し具体的に細かく今後、自治法第179条で専決処分できる範囲とか、予算とか、そういう

ものを再度庁議で協議して、緊急時の場合には十分対応できるようにしたいと思います。それは今後、いろいろと災害とか地震とかも、いろいろと全国的にある中で大事なことだと思いますので、今回の質疑を踏まえて早目に内部で検討をして、どの範囲は、村長が専決できるという一つの基準を早目に策定して、また策定しましたら、議会のほうにも報告はしていきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時13分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時14分)

喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 先ほどの答弁をちょっと訂正したいと思います。

10月15日に、学校PTAから教育委員会に要請、文書があったと答弁しましたけれども、ハブが出たと確認したということは10月15日、その後学校から教育委員会に早目のブロック設置の要請がきて、その後また直接、村長のほうにも今帰仁小学校の校長、それからPTA会長と保護者2人、計4人で教育委員会に出したものと同様な文書で要請が来ていましたので、11月11日一番早い臨時会、きょうにこの予算を計上したということでございます。ちょっと具体的にいつ来たかというのは、ちょっと今メモしておりませんので、委員会にいつ要請があったか、村長に直接いつあったかというのは確認をして、後で報告をしたいと思います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第46号 令和元年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第46号 令和元年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和元年第6回今帰仁村議会臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午前11時18分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫

署名議員 玉 城 みちよ

署名議員 與 那 勝 治